

佐賀東部水道企業団公告第 17 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐賀東部水道企業団契約事務規程（昭和 50 年佐賀東部水道企業団管理規程第 3 号）第 4 条の規定により次のように公告する。

令和 4 年 6 月 7 日

佐賀東部水道企業団
企業長 松尾 安朋

1 入札に付する事項

- (1) 件名 佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム及び公営企業会計システム共同利用事業構築業務
- (2) 業務概要 システム構築業務及び運用保守業務
別紙「佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム及び公営企業会計システム共同利用事業構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 ①システム構築業務 契約締結日から令和 5 年 9 月 30 日まで
②システム運用保守業務
令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (4) その他 ア 本件は、①システム構築業務及び②システム運用保守業務における 2 業務の合併入札（総額による入札）とする。ただし、契約書は業務ごと（システム構築業務契約とシステム運用保守業務契約に分割する。）に作成するものとする。
イ アにおける 2 業務の合併入札額は、履行期間における①システム構築業務及び②システム運用保守業務に係る全ての費用とする。
ウ また本業務の成果物は、佐賀東部水道企業団（以下「発注者」という。）及び佐賀市上下水道局において共同利用するものであるため、発注者が許諾された実施権及び利用権の一部を佐賀市上下水道局に譲渡するものとし、佐賀市上下水道局が本システムを使用することに係る実施権・利用権の許諾の対価は、本システムの運用保守費用に含めるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 令和 3・4 年度佐賀東部水道企業団入札参加資格審査の結果、役務の提供等に資格があると認められた者であって、「情報処理」の業種に希望している者
 - イ 佐賀東部水道企業団の構成団体（佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町及び基山町）に本店、支店又は営業所を有している者

- ウ 佐賀東部水道企業団から、指名停止又は指名回避措置を、この公告の日から入札の日までに受けていないこと。
 - エ 本件入札公告の開始日までに、本店、支店又は営業所において、国内の水道事業体に対し、上下水道料金システム及び公営企業会計システムの構築・運用保守業務を行ったことがある者
- (2) 入札参加資格を有する者が本入札に係る開札の時までに (1)に掲げる要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

3 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

4 入札参加申請の方法

- (1) 入札参加申請は郵便で行うものとし、郵送方法は一般書留又は簡易書留とする。
あて先 〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4
佐賀東部水道企業団財政課契約管理係
- (2) 郵送書類
- ア 入札参加申請書
 - イ 入札書
 - ウ 内訳明細書（消費税及び地方消費税を含まない金額で作成し、入札書と同封すること。）※様式指定なし
 - エ 履行実績調書
 - オ 実績を証明する契約書と仕様書の写し（金額はマスキング可）
- (3) 到着期限 令和4年7月12日（火）
期限までに郵送書類が到着しない者又は入札参加資格を有すると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (4) 入札参加申請書は、必要事項を記載する。
- (5) 指定の入札書により、仕様書に基づいた①システム構築業務入札金額、②システム運用保守業務入札金額、合計金額、件名、入札者住所、入札者名及び代表者氏名を記載し、使用印鑑として企業団に届出をした印鑑を押印する。
- (6) 本件入札は、別紙仕様書に基づき、次に掲げる費用を入札額とする。
- ア システム構築業務
 - ①本システムの構築業務（カスタマイズプログラムの作成を含む。）
 - ②本システムを利用するための拠点間（両事業体、データセンター、受注者事務所）のネットワーク構築、データセンターにおける仮想環境構築及びインターネット回線の調達
 - ③本システムへの旧システムからのデータ移行業務
 - ④本システムを利用するための研修業務
 - イ システム運用保守業務
 - ①本システム（パッケージ、データセンター、インターネット回線利用及び保守を含む。）の運用保守業務
 - ②出力帳票の様式・印字調整
 - ③金融機関等とのデータ授受・読取テスト等、各種調整（キャッシュレス決済・コンビニエンスストア収納含む。）

④その他関連する業務

- (7) 入札書の日付は、開札の日を記載する。
- (8) 入札書及び内訳明細書は、中封筒に入れ、のり付けして封印する。
- (9) 中封筒には2件以上の入札書及び内訳明細書を封入しない。
- (10) 中封筒は、1件の入札につき1通とし、件名と入札者名を記入すること。
- (11) 中封筒に入れてない郵送書類（以下「入札参加申請書等」という。）及び中封筒は、件名と入札者名を記入した郵便に用いる封筒（以下「外封筒」という。）に封入する。
- (12) 外封筒には2件以上の入札参加申請書等及び中封筒を封入しない。
- (13) 外封筒は、1件の入札につき1通とする。

5 仕様書等の閲覧又は交付の場所及び期間

- (1) 場所 佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4 佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係
又はホームページからダウンロード (<https://sagatsk.or.jp/>)
- (2) 期間 令和4年6月7日（火）から 令和4年7月12日（火）まで

6 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、質問期限までに質問先において電子メール又はファクシミリで受け付ける。電話、口頭、郵送等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けない。
- (2) 質問期限 令和4年6月21日（火）
- (3) 回答は、令和4年6月28日（火）午後1時まで、回答書を佐賀東部水道企業団のホームページ上に随時公表する。
回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しない。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合がある。
- (4) 質問先 総務課企画係
メールアドレス sagatsk1@huk.bbq.jp
ファクシミリ番号 0952-30-6154

7 開札を行う日時及び場所

- (1) 令和4年7月15日（金）午前10時00分
- (2) 場所 佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4
佐賀東部水道企業団 本庁 2F 会議室

8 入札参加資格の確認等

入札参加申請をした者のうち入札参加資格を有すると認められなかった者への連絡は、令和4年7月14日（木）までに電話により行う。

9 入札保証金

免除とする。

10 予定価格及び最低制限価格

- (1) 予定価格（税抜）

①システム構築業務	金46,260,000円
②システム運用保守業務	金70,670,000円
- (2) 最低制限価格は、設定しない。

11 入札者の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (3) 金額及び記名押印を欠く入札
- (4) 誤字、脱字等により記載事項の確認ができない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 同一人がした2以上の入札
- (7) 入札書等を中封筒に密封しない入札
- (8) 入札書等の件名が中封筒に記入の件名と異なる入札
- (9) 「4 入札参加申請の方法」に規定する入札参加申請の方法によらず提出した入札

12 落札者の決定

落札者の決定は、「10 予定価格」の範囲内で、有効な入札をした者のうち、①システム構築業務入札額及び②システム運用保守業務入札額の合計額が、最も低い者を落札者とする。入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、②システム運用保守業務の入札額が低いほうを落札者とし、②システム運用保守業務の入札額も同額の場合は、くじにより落札者を決定する。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。
- (2) 契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約の相手が佐賀東部水道企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、または契約の相手から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と履行保証契約を締結した場合、これを免除する。

14 入札結果の公表

件名、入札額経過、落札業者名等について、落札決定の日から財政課契約管理係において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公表する。

15 その他

- (1) 郵送書類についての説明会等は、実施しない。
- (2) 郵送書類について、企業長は、特に必要があると認めたときは、説明を求めることができるものとする。

- (3) 郵送書類の作成に要する費用は、参加申込者の負担とし、提出後の郵送書類は返却しない。この場合において、企業長は、郵送書類の公表及び無断使用は行わないものとする。
- (4) この公告に定めるもののほかについては、佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム及び公営企業会計システム共同利用事業構築業務仕様書並びに佐賀東部水道企業団競争入札心得による。

【問い合わせ先】

佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係

電話 0952-30-6151